

クリニック全国状況調査：調査票

授業 方 法		科目的概要：授業の方法	
講義開始は平成19年度である。一般市民に対して、新聞広告などを通じて、無料法律相談を広報し、相談要望があった市民には、法科大学院棟内に設置した専用の法律相談室において、担当弁護士1名と院生2名で相談に応じる。		相談要望があった市民には、法科大学院棟内に設置した専用の法律相談室において、担当弁護士1名と院生2名で相談に応じる。	
全15回の講義を予定している。実際には、PR不足のためか相談者が予想外に少なく、初回から7回までは相談者があつたが、その後は相談者がなかつた。		全15回の講義を予定している。実際には、PR不足のためか相談者が予想外に少なく、初回から7回までは相談者があつたが、その後は相談者がなかつた。	
本講義相談者の有無に関わりなく、この科目の講義は、実際の事件であるから、相談内容に応じた対処方法の検討、早急になすべき手続（保全手続など）の実行、内容証明郵便の起案、訴訟事業であれば訴状の起案などを院生に実行させる。相手方に対しての電話等による交渉の際にはそばにいてもらつて、交渉内容を見聞させる。		本講義相談者の有無に関わりなく、この科目の講義は、実際の事件であるから、相談内容に応じた対処方法の検討、早急になすべき手続（保全手続など）の実行、内容証明郵便の起案、訴訟事業であれば訴状の起案などを院生に実行させる。相手方に対しての電話等による交渉の際にはそばにいてもらつて、交渉内容を見聞させる。	
上記のことおり、相談者のない時間を利用して事件処理の活動をすることにしている。最初の試みであったため、平成19年度は抽象的な計画を立てたにすぎなかつた。		上記のことおり、相談者のない時間を利用して事件処理の活動をすることにしている。最初の試みであったため、平成19年度は抽象的な計画を立てたにすぎなかつた。	

クリニックの特徴、留意している点など		受講学生数 (2007年度前期)		受講学生数 (2007年度後期)		法律事務所等について	
実務家弁護士4名が実際の相談業務にあたる。各弁護士に2名の院生を配置して、充実した活動を目指している。事件活動においては、弁護士としての対応の初歩から教育し、弁護士倫理も加味し、さらに、相談マニアのような人達への対処方法も見聞させており、実務に就いたあとでの参考となるように配慮している。	研究者教員	担当教員数	31 (12, 15, 4) 名	受講学生数 (2007年度後期)	0 名	① クリニック実施のための法律事務所	有
なお、「リーガルクリニック」の授業の受講申込みに際しては、相談者の個人情報の保護のための誓約書等の提出を義務づけている。	の関与の仕方	研究者教員	(0) 名、	実務家教員	(7) 名	② 事務所名称	リーガルクリニック各報告会に参加してもらい、意見交換することに加え、実際の講義の際にには討論に加わってもらう。
						③ 登録弁護士	a 専任教員 (1) 名、非常勤 (5) 名、教員外 (0) 名 b 研究者教員 (0) 名、実務家教員 (6) 名 なお、国學院の専任実務家教員1名がクリニックに参加する。
						④ クリニック実施のための法律相談所	有
						⑤ 相談所名称	無
						⑥ 相談所の具体的なあり方	()
民事全般・家事・刑事・ 除外分野()		取り扱い分野		学生が関与する内容		取り扱い分野	
() 法律相談 (1回限りのみ) () 法律相談 (継続相談を含む) () 法律相談+内容証明など簡単な文書の作成 () 法律相談+交渉 (裁判手続やADRなどは除く) (○) 法律相談+調停その他のADR、訴訟など弁護士が行う業務全般 () その他 ()		民事全般・家事・刑事・ 特に定めていない・その他 ()		学生が関与する内容		民事全般・家事・刑事・ 特に定めていない・その他 ()	
相談者の質の面では、無料であるし、法科大学院での相談ということで、事件性の面で疑問を抱くような、相談マニア的なものかかなり混じっている。この点でも、何らかの方策がないものかと悩んでいる。無料であることを考慮すれば、ある程度やむを得ない側面もあるし、院生に対して、社会内に存在する各種の問題を認識させる面では、役に立つかもしれない。		法律相談への学生の関与形態		法律相談への学生の関与形態		法律相談への学生の関与形態	
依頼者（相談者）に対する 費用請求の有無		依頼者（相談者）に対する 費用請求の有無		費用請求の有無		費用請求の有無	
どんな場合に請求しますか？		通常の弁護士業務と同様		通常の弁護士業務と同様		通常の弁護士業務と同様	

クリニック全国状況調査：調査票

科 目 の 概 要	
ブレーガルクリニック：法学生者が渋谷パブリック法律事務所に依頼された、比較的簡単な実際の事件を担当し、法律の具体的な適用を体験しながら学ぶ。学生は2～3名一組となり、依頼者との面談立会や依頼内容の記録、報告書の作成・法的問題点の討論を行う。2時間×4回。実際の相談者の場合もある。	ブレーガルクリニック（上級）：学生は2～3人一組で、渋谷パブリック法律事務所に依頼にされた案件を担当する。①依頼者との面談立会・依頼内容の記録②依頼内容・問題点の理解度を確認する演習・討論③依頼案件の解決に必要な法文書の作成④再度依頼人と面談し解決に必要なアドバイスの現場に立ち会う⑤期日に裁判所に出頭し、その後対応を検討する。以上を繰り返します。
リーガルクリニック（上級・刑事）：学生は2人一組で、当番弁護士事件・被疑者国選事件の捜査弁護活動及び継続中の刑事事件の公判での活動実践を学ぶ。①当番弁護士の接見付き添い②捜査弁護活動における各種申込書の作成③相手方との示談交渉及び示談書作成を行う。北千住パブリック法律事務所において実施。	リーガルクリニック（上級・民事）：学生は2人一組で、当番弁護士事件・被疑者国選事件の捜査弁護活動及び継続中の民事事件の公判での活動実践を学ぶ。①当番弁護士の接見付き添い②捜査弁護活動における各種申込書の作成③相手方との示談交渉及び示談書作成を行う。北千住パブリック法律事務所において実施。
授業全体に占める法律相談、事件活動の割合	
法律相談 3割 事件活動 7割	法律相談 3割 事件活動 7割
クリニックの特徴、留意している点など	
実際の事件で学ぶため、守秘義務を徹底している。 15回のうち、中間と最終回に、報告会を入れて学生及び教員（研究者・実務家）さらには、他の法科大学院を交えて議論をし、その内容を深めている。 数多くの件数を割当せずに学生は期間中、2～3件を担当し、じっくり取組むことを目指している。	実際の事件で学ぶため、守秘義務を徹底している。 15回のうち、中間と最終回に、報告会を入れて学生及び教員（研究者・実務家）さらには、他の法科大学院を交えて議論をし、その内容を深めている。 数多くの件数を割当せずに学生は期間中、2～3件を担当し、じっくり取組むことを目指している。
授業方法実施に際しての課題	
教員間の打合せが十分できる時間的余裕が必要である。 達成目標を掲げて実施し、事後に自己評価を行うが、十分とはいえない。研究者ヒコラボレーション授業を行っているが、体制が十分とはいえない。	教員間の打合せが十分できる時間的余裕が必要である。 達成目標を掲げて実施し、事後に自己評価を行うが、十分とはいえない。研究者ヒコラボレーション授業を行っているが、体制が十分とはいえない。
セミナーの他	
國學院のほか、明治学院、東海、獨協と連携し、クリニック上級を実施している。 関与形態については、担当弁護士が学校により異なっており、この点で認識に若干のずれがある。	國學院のほか、明治学院、東海、獨協と連携し、クリニック上級を実施している。 関与形態については、担当弁護士が学校により異なっており、この点で認識に若干のずれがある。

クリニックの全国状況調査：調査項目

大学名	島根大学	科目名	リガルクリニック
配当年次	2後期、3前期	単位数	2 単位
必修・選択必修・選択	※選択必修の場合(ローヤーリング、エクスターンシップ)との選択		
受講学生数 (2007年度前期)	10名	受講学生数 (2007年度後期)	10名
担当教員数	研究者教員 () 名、実務家教員 () 名 ※但し、研究者教員も下記範囲でのみ関与し、法律相談にのみ関わる実務家が上記の他3名いる。	研究者教員 () 名、実務家教員 () 名 ※但し、研究者教員も下記範囲でのみ関与し、法律相談にのみ関わる実務家が上記の他3名いる。	
研究者教員の関与の仕方	出張相談+張講演の際には、同行(年間3~5回)。その際は、講演のみならず、法律相談に実際に関わる。		
法律事務所等について			
① クリニック実施のための法律事務所	有	・	無
② 事務所名称	弁護士法人山陰リーガルクリニック		
③ 登録弁護士	a 研究者教員 () 名、非常勤 () 名、 b 実務家教員 () 名、教員外 () 名		
④ クリニック実施のための法律相談所	有	・	無
⑤ 相談所名称、地域法律相談センター			
⑥ 相談所の具体的なあり方	学内に設置した相談所で、月2回、地域住民等の相談を受け付ける		
取り扱い分野			
民事全般	・家事	・刑事	・特に定めていない・その他 ()
除外分野 ()			
学生が関与する内容			
() 法律相談 (1回限り)	※該當に○をおつけください。		
() 法律相談(継続相談を含む)			
() 法律相談+内容証明など簡単な文書の作成			
(○) 法律相談+交渉	法律相談+調停その他のADR、訴訟など弁護士が行う業務全般		
() その他 ()			
法律相談への学生の関与形態	(○) 傷跡のみで原則として発言しない、 () 弁護士の許可を得て適宜発問などの発言をする () 原則として学生がヒアリング、回答を行う () その他 ()		
※該當に○をおつけください。			
※但し、受任後の活動では、弁護士とともに直接聞き取りなどを行う。			
依頼者(相談者)に対する費用請求の有無	有	・	無
有の場合、どんな場合に請求しますか?	原則請求している。		

授業方法

2年後期については、月2回の法律相談を実施して、授業を行う。受任後の事件への関与はなし。
また、法律相談への関与も、立会い(傍聴)という形での関与のみとしている。
3年前期については、上記法律相談のみならず、実務家教員(國弘弁護士)が受任する事件に関与させる。その際には、学生は、弁護士の行う実務全般に関わるものとし、依頼者への連絡や聞き取りも直接に行う。

2年、3年を通じて、出張相談に参加してもらっている。出張相談は、出張講演を兼ねている。島根や鳥取の中山間地に出向いて、消費者被害の問題などについて講演し、相談を受ける。

授業全体に占める法律相談、事件活動の割合

上記のとおり、2年後期では、法律相談が100%。
3年前期では、法律相談と事件活動が、およそ50%ずつ。

クリニックの特徴、留意している点など

具体的には、受講生に、法律問題のみならず、依頼者のニーズや弁護士に対する期待、社会的背景を考えてもらえるような題材を選択する。
また、島根大学の理念との関係から、学生に「地域」について考えてもらうようにしている。従つて、受講生には、扱う事件を通じて、地域との関係を考えてもらうようにしている。

授業方法実施に際しての課題

人材不足をどう解消するか、という点が課題。島根には、そもそも実務家自身の数が少なく、協力してくれる人材を確保するのが難しい。
また、授業が終了しても、事件は継続する。専任の実務家教員が1名という環境で、継続事件の対応にも限界がある。
研究者教員との連携は、教員自分が少ない(18名)中、これ以上の関与を求ることは、なかなか難しい。

その他

クリニック全国状況調査：調査票

大学名	上智大学	科目名	リーガルクリニック
配当年次	3年次	単位数	2 単位

必修・選択必修	・選択	※選択必修の場合(ロイヤル・ネゴシエーション、模擬裁判(民・刑)、法文書作成、リーガルライティング、エクスカーション)との選択	
受講学生数(2007年度前期)	15名	受講学生数(2007年度後期)	15名

担当教員数	研究者教員(2)名、	実務家教員(5)名
研究者の教員一名は弁護士登録している、他一名は元裁判官		

法律事務所等について

①クリニック実施のための法律事務所	有	無
②事務所名称	()	
③登録弁護士	a 専任教員()名、非常勤()名、教員外()名	
b 研究者教員()名、実務家教員()名		
④クリニック実施のための法律相談所	有	無
⑤相談所の名称()		
⑥相談所の具体的な方		
法科大学院の教室、会議室等で実務。助手一名が補助。		

民事全般	・家事	・刑事	・特に定めていない	・その他()
除外分野()				

学生が関与する内容

() 法律相談(1回限りのみ)	
(○) 法律相談(継続相談を含む)	
() 法律相談+内容証明など簡単な文書の作成	
() 法律相談+交渉(裁判手続やADRなどは除く)	
() 法律相談+調停その他のADR、訴訟など弁護士が行う業務全般	
() その他()	

法律相談への学生の関与形態	() 傍聴のみで原則として発言しない
	(○) 弁護士の許可を得て適宜発問などの発言をする

依頼者(相談者)に対する費用請求の有無	有	無
どんな場合に請求しますか?		

クリニック全国状況調査：調査票

科目の概要	
土曜日午後に90分の授業として2コマ実施する。合計7回となる。	
第1回はオリエンテーション、守秘義務の説明など。	
第2回から第6回までの5回は、無料法律相談を実施する（1回2名、実務家教員5名に3人ずつ学生がつく）。最終回（第7回）は、実務家教員が相談者、学生が弁護士となった模擬相談と総括。	

授業方法	
受講学生数（2007年度前期）	9名
担当教員数	研究者教員（ ）名、実務家教員（ 3 ）名
研究者教員の関与の仕方	クリニックの際に法律相談を担当することがある。
授業全体に占める法律相談、事件活動の割合	

実際の法律相談は、1回2件、合計10件

クリニックの特徴、留意している点など	
多様性のある法律相談事件を確保すること	

授業方法実施に際しての課題	
実務家教員の確保（現在のことろ、先輩OB弁護士の奉仕的活動に依存している）	

法律事務所等について	
① クリニック実施のための法律事務所	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
② 事務所名称	（ ）
③ 登録弁護士	a 専任教員（ ）名、非常勤（ ）名、教員外（ ）名 b 研究者教員（ ）名、実務家教員（ ）名
④ クリニック実施のための法律相談所	
⑤ 相談所名称、（ ）	
⑥ 相談所の具体的なあり方	（ ）
民事全般・家事・刑事・特に定めていない	取り扱い分野
除外分野（ ）	その他（ ）

学生が関与する内容

(○) 法律相談（1回限りのみ）	
() 法律相談（継続相談を含む）	
() 法律相談+内容証明など簡単な文書の作成	
() 法律相談+交渉（裁判手続やADRなどは除く）	
() 法律相談+調停その他のADR、訴訟など弁護士が行う業務全般	
() その他（ ）	

その他の

特になし

法律相談への学生の関与形態	
依頼者（相談者）に対する費用請求の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>

有の場合、どんな場合に請求しますか？

(以下シラバス引用)

授業方 法

クリニックとエクスターーンシップをあわせて 2 単位で実施している。
 クリニックでは、地方公共団体が設置する法律相談に弁護士の補助者として関与することで、市民が抱える紛争について、事実関係を整理し、法律や行政手続等を調査し、解決の選択肢を拾い上げ、助言の検討を行うことで、さらに高度な法的技術の獲得へのパトス醸成の一助とし、あわせて法律に欠かせない人権感覚の練磨、公的活動への積極的な参加の重要性を理解させる。

教育方法
 飯能市・入間市の地方公共団体の定例法律相談を活用し、弁護士資格を有する教員とともに市民に対する質問の内容や方法、聞き取りの態度等が適切かをチェックし、指導する。また、法的助言を行前に学生と意見交換を行い、事実関係の把握、法的問題点の抽出、法令・判例等の適用、事業及び相談者の要望に即した解決方法の選択などが適切になされているか、助言を行う。

授業全体に占める法律相談、事件活動の割合

学生は全 15 回中 1 回ないし 2 回、法律相談に参加する。相談後には担当教員宛に相談カード、レポートを提出し、事後指導を実施している。

クリニックの特徴、留意している点など

駿河台大学の使命の一つである社会貢献、とりわけ地域貢献の責務を果たすとともに、学生に対する臨床的教育実習の意味を持たせるために、学部の所在地である飯能市・入間市の地方公共団体と法律相談に関する協定を締結し、市民を対象に法律相談を実施している。協定に基づく市と大学の分担は次の通り。
 市は、この協定に基づく法律相談の開催に係る業務を、その責任において実施するものとし、二つの法律相談に必要な法律実務に精通した者を派遣するものとする。また、学生が法律相談を行うために必要な法律実務を学ぶため、普及啓発活動を行うものとする。
 大学は、法律相談に必要な法律実務を、その責任において実施するものとする。また、学生が法律相談の補助業務を行なうにあたって、市民からの信頼と要請に応えられるよう、教育指導の徹底を図るものとする。
 大学として留意している点は守秘義務であり、「駿河台大学学院法務研究科の授業等における守秘義務に係る倫理規程」を設け、授業を通じて周知を行っている。

授業方法実施に際しての課題

平成 19 年度は受講する学生が少なくなっているが、平成 18 年度以前入学者にとつては選択科目であること、司法試験のための学習を優先したい学生が増えていることが原因と考えられる。

そ の 他

クリニック全国状況調査：調査票

大学名	専修大学	科目名	民事法文書作成・クリニック
配当年次	3 年生前期	単位数	1 単位
必修・選択必修・選択	必修、選択必修(何との選択必修か)、選択の別	※選択必修の場合()との選択	
受講学生数(2007 年度前期)	41 名	受講学生数(2007 年度後期)	0 名(不実施)
担当教員数	研究者教員(0)名、実務家教員(11)名	研究者教員の関与の仕方	
法律事務所等について			
①クリニック実施のための法律事務所	有	無	
②事務所名称(今村記念法律事務所)			
③登録弁護士	a 専任教員(2)名、非常勤(1)名、教員外(8)名	b 研究者教員(0)名、実務家教員(11)名	
④クリニック実施のための法律相談所			
⑤相談所の名称()			
⑥相談所の具体的なあり方()			
民法全般・民事・刑事・特に定めていない・その他()			
除外分野()			
取り扱い分野			
学生が関与する内容			
(○) 法律相談(1 回限りのみ)			
() 法律相談(継続相談を含む)			
() 法律相談+内容証明など簡単な文書の作成			
() 法律相談+交渉(裁判手続やADRなどを除く)			
() 法律相談+調停その他のADR、訴訟など弁護士が行う業務全般			
() その他()			
法律相談への学生の関与形態	() 傍聴のみで原則として発言しない (○) 弁護士の許可を得て適宜発問などの発言をする () 原則として学生がヒアリング、回答を行う () その他()		
依頼者(相談者)に対する費用請求の有無	有() 無()		
どんな場合に請求しますか?			

授業方法

- カリキュラムは、講義と法律相談に大別される。
- まず、講義では、賃金・賃貸問題（1回・2回）・離婚問題（3回）・交通事故問題（4回）について、実際の事案や判例を紹介（資料は回収する）上で、どのような助言をすべきかについて考へさせる。その後、法律相談の注意事項（弁護士倫理等）を確認し（5回）、準備調査の練習として、一つのテーマ（第1回の法律相談を素材）について、受講学生20人を4セットに分けて、各自プレゼンせる（6回）。

法律相談については、毎週水曜日無料法律相談を実施する（10回分）。具体的には、1時間半で一つの案件を処理し、弁護士一人（専修大学法曹会のメンバーにも協力してもらう）に対して学生二人が付く。一人の学生は一つの事件についてのみ聞き取りを行うことができ、これを毎週2コマ連続、合計10回行い、計40名の学生全員が各自一つの事件に関与することができる。

法律相談の内容としては、まず①学生が30分間聞き取りを行い、その後②弁護士が事実聴取の補充、回答をする。相談の予約が入った段階で担当学生に相談の概要は予め知らせておくが、準備できる範囲は事件内容によって異なる。継続事件については有料で受任することもある（以後は弁護士のみで処理する）。

成績評価は、担当弁護士のアンケートを参考に所長である宮岡弁護士が判定する（80点を基準点とし、可不可のみでなく判定している）。

授業全体に占める法律相談、事件活動の割合

- 1回から5回（6回）までは講義形式。これに加えて、1回の法律相談を行う。

クリニックの特徴、留意している点など

- ・今村記念法律事務所は、専修大学の附属事務所ではなく、大学から事務所を賃貸するという形で運営されている。クリニックのみならず一般事件も扱う。
- ・クリニックは、宮岡所長の班と杉山弁護士の班の2グループに分かれて実施され、相談会はそれで行われる。
- ・一年生60人中40人もがクリニックに参加しており（エクスターーンシップも40人以上が参加する）、学生の関心は高い。模擬裁判が3年後期に実施され準備が大変であること、クリニックによる、学生が流れれる要因の一つかもしれない。

授業方法実施に際しての課題

- ヒアリングの難しさを学生に理解してもらうことが当科目の狙いであり、その点について学生はよく理解してくれていると感じており、現時点での問題点というものは特に見当たらない。

その他

- ・本年度（08年度）から「民事法文書作成・クリニック」として、従来の1単位制から2単位となつた。
- ・相談の募集は、HPや建物の前に置いてある広告（ニュース専修）、千代田区・文京区広報の協力、専修大学校友会の紹介などを通じて行われる。その結果、過去一度だけ相談者が足りない回があったものの、それ以外は常に予約は埋まっている状態である。

クリニック全国状況調査：調査票

大学名	大東文化大学	科目名	クリニック
配当年次	2, 3年次	単位数	2 単位
必修、選択必修（何との選択必修か）、選択の別			
受講学生数（2007年度前期）	8名	受講学生数（2007年度後期）	12名
担当教員数		研究者教員（1名）	主にアジア関係の外国人相談者からの対応のため、アドバイザーとして研究者教員1名があたっている。なお、実務家教員中1名は統括教授。
研究者教員の関与の仕方		法律事務所等について	
<p>①クリニック実施のための法律事務所 有 無 ②事務所名称 () ③登録弁護士 a 専任教員 ()名、非常勤 ()名、教員外 ()名 b 研究者教員 ()名、実務家教員 ()名 ④クリニック実施のための法律相談所 () ⑤相談所名称、(リーガル・クリニック・センター) ⑥相談所の具体的な取り扱い方 () </p> <p>民事全般・家庭・刑事・特に定めていない・その他 ()</p> <p>除外分野 (刑事、税金関係、訴訟中で弁護士の就いているもの)</p> <p>() 常設で専用の部屋を設置している。法科大学院事務室所属のクリニック担当職員1名 ()</p> <p>取り扱い分野 () <ul style="list-style-type: none"> () 民事全般 () 家庭 () 刑事 () 特に定めていない () その他 () () 除外分野 () 刑事 () 税金関係 () 訴訟中で弁護士の就いているもの () </p> <p>学生が関与する内容 () <ul style="list-style-type: none"> () 法律相談 (1回限りのみ) () 法律相談 () 法律相談（継続相談を含む） () 法律相談+内容証明など簡単な文書の作成 () 法律相談+交渉（裁判手続やADRなどは除く） () 法律相談+調停その他のADR、訴訟など弁護士が行う業務全般 () その他 () </p>			
法律相談への学生の関与形態	<p>() 傍聴のみで原則として発言しない () 弁護士の許可を得て適宜発言などの発言をする () 原則として学生がヒアリング、回答を行ふ () その他 ()</p>		
依頼者（相談者）に対する費用請求の有無	有 無		
どんな場合に請求しますか？			

クリニックの全国状況調査：調査項目

科目的概要	
教員 1名+学生 1~4名を 1組として、1回 90 分を次の通り振り分ける。相談者からの聞き取りを40~50分、教員・学生間での回答の打ち合わせ20分前後、相談者への回答は残り時間。なお、時間終了後に学生は立会報告書を作成し、必要な調査を加え、教員に提出するので、実質は1回90分を超えるが、超過時間の計量は困難である。	

授業全体に占める法律相談、事件活動の割合

上記で示したとおり、90分の授業の大半を法律相談等に費やしている。また、クリニックの授業は、一学期に15回行われるが、初回から相談者を入れるようにしている。途中、相談者がどうしても入らないことや急なキャンセル等で教程度相談者がないことはあるが、今年度はほぼ各授業時間に15回の相談者を確保している。

クリニックの特徴、留意している点など

当法科大学院のクリニックは、1コマ 15回、単位取得までに2コマ計 30回、経験豊富な弁護士と少人数の院生が共に法律相談を受けることは貴重な経験であり、同時にさまざまな知識や技術を学ぶことが出来るものと考えている。

また、2006年度までは選択科目としていたが、クリニックの重要性を鑑み 2007年度より選択必修科目とした。

特に留意している点は、秘密等の保持に関してである。履修する相談者は、「生の事件」であるから、相談者・家族・企業等の名誉・信用・秘密・プライバシー等に直接関わるので、履修生は、相談担当教員が負う弁護士としての秘密保持義務に準じた義務を負う旨を大東文化大学に対して書面で誓約しなければならないことになっている。

授業方法裏面に際しての課題

引き続き毎授業時間、相談者が入るよう改定した相談者の確保が課題の一つとして挙げられる。授業を実施するにあたって、当初考えていた司法研修所の前期修習並みのレベルでのクリニック実施という目標を考えると院生の法律的知識等とのギャップがある。また、履修する院生間においても法律的知識にばらつきが見られる。クリニックの問題とはやはり言えないが、今後、いかに院生に法律的知識をつけさせ、それを基礎に実際の法律相談に当たせるかが課題となる。

そ の 他

特になし

法律事務所等について	
①クリニック実施のための法律事務所	有 無
②事務所名 (弁護士法人)アカデミア法律事務所	
③登録弁護士 a 専任教員 (1)名、非常勤 (1)名、教員外 (1)名 b 研究者教員 (1)名、実務家教員 (1)名	
④クリニック実施のための法律事務所	有 無
⑤相談所の名称 ()	
⑥相談所の具体的なあり方 ()	
民事全般・家事・刑事・特に定めてない・その他(労働事件) 除外分野 ()	
学生が関与する内容	
() 法律相談 (1回限り) () 法律相談 (継続相談を含む) () 法律相談+内容証明など簡単な文書の作成 () 法律相談+交渉 () 法律相談+調停その他のADR、訴訟など弁護士が行う業務全般 () その他 ()	
法律相談への学生の関与形態	() 体験のみで原則として発言しない () 弁護士の許可を得て直々発問などの発言をする () 原則として学生がピアノンダ、回答を行なう () その他 ()
依頼者 (相談者)に対する費用請求の有無	有 無
費用請求の有無	全ての場合に費用請求しています
どんな場合に請求しますか?	

授業方針

科目全体は、ガイドンスの部分と事件処理への関与（クリニック）の2つに区分されており、公式には全体で10コマのうち、最初の2回をガイドンスに充当している。ガイドンスは、講義形式で行われるが、ビデオ撮影してネット配信しているので、学生は、それを見れば受講免除され、その代わり、本体部分を10コマまで取ることができる。クリニック部分は、8コマで総時間10時間であり、学生は、クリニックへの費用時間数が1.0時間に達するまで、集中ないし分割して参加する。なお持ち時間を越えることは自由で、超える学生もいる。クリニック部分の実施方法は、以下の通りである。まず弁護士教員が、通常の事件処理をしているところ、依頼者が同意して、学生の参加が可能な場合に、その都度独自に開発した「日程管理システム」を利用して、受講学生に連絡し、参加可能な学生が参加する。一件に参加する学生定員は、通常2名。事件が継続する場合には、以前に同じ件に参加した学生に、参加指定学生として特に通知し、優先的に参加させる。もしその学生が参加できない場合は、当該学生からのキャンセルを受けて、別の学生に参加枠を回し、新しい学生が途中から参加する。依頼者との相談、打ち合わせだけではなく、学生は、書面の記録も行うが、事件記録の特出しは禁止なので、事務所で起案する。事務所外で、裁判所の期日に同席することもあり、法律傍聴では、傍聴後に手続きについて確認し、学習効果をあげている。なお、依頼者との打ち合わせに際して、学生は、通常は教員の相談を見ていることが多い。最後に、学生に参加させる事件は、それほど運んではない。

授業全体に占める法律相談、事件活動の割合

9割以上を、事件活動が占める。ガイドンスは、ネットで見ることを推奨しており、その比重は少ない。

クリニックの特徴、留意している点など

夜間開講で、社会人を対象とする法科大学院であるため、それに合わせた制度設計をクリニックについても行い、特に細切れの時間が取れない社会人に於ける教育に工夫している。様々な制約条件を回避しながらクリニックを実施するために、きめ細かな配慮が必要であり、「リーガル・クリニック日程管理システム」を使い、教員の日程を学生が把握し、参加できるものに参加することを可能にしている。単位数も1単位であり、他大学のクリニックに比して、学生の負担は少なく、また評判も悪くない。なお、公務員や法務・金融関係の社会人学生が多いため、学生の参加に際しては、事前の利害相反のチェックが大切がせれない。

授業方法実施に際しての課題

昼間部の学生と違って、夜間・社会人の学生に対して、どれだけのクリニック教育ができるかが課題であり、現状の制約条件の下では現在以上の実施は難しいと担当者は考えている。

事務所の体制は施設である。事務所運営にあるクリニック担当教員(1名)は非常勤であり、大学から事務所への業務委託費も臨床教育の基盤確保には十分なものではない。研究科長が弁護士登録して事務所に参加しているが、クリニック教育自体には関与できていない。

その他

(1) 依頼者は、学生の関与に報酬協力的であり、依頼者との関係では困難はない。守秘義務など特に問題ない。正規の授業は、2007年からだが、それまでは、ブレード単位にならない形で行っており、その経験が有用であった。

(2) 後発法科大学院として特色を出すことを意図したこと、とくに夜間社会人学生のために学習環境を整備

する必要があったこと、大学が産学連携に積極的であること等がクリニック事務所の設置に繋がった。産学連

携活動については、事務所としては、大学発ベンチャー企業等のトラブルの相談に随時のついているが、これは

は学生を関与させないことが多い。

(3) クリニック教育の目的としては、実務訓練・社会貢献までは無理としても、単なる見学には終わらせたくないというのが基本的な考え方である。結果、法学（理論）教育に対する何らかの貢献が、クリニックの主目的と考え、どの事件でも理論的な問題を抽出して、それとの関連を重視するよう努力している。例えは、損害賠償請求事件では、複数被告相互の関係が連帯債務、不可分債務、分担債務のどれにあたるかについて、判例・文獻を調査の上その利害得失を議論したり、また、マンショングの地下スペースについて、区分所有権の客体たりうる要件、ひいては物とは可かに遡って議論したり。

本調査は、山口卓男（非常勤講師）よりの聞き取りに依拠している。最後に、クリニック担当教員は、山口弁護士の他、植草宏一（教授・専任）、川合善明（非常勤）・箕輪正美（非常勤）の各弁護士である。

クリニック全国状況調査：調査票

大学名	東海大学	科目名	リーガルクリニック
配当年次	3年春学期（前期）	単位数	2 単位
必修・選択必修・選択	必修、選択必修（何との選択必修か）、選択の別	※選択必修の場合（ ）との選択	

受講学生数（2007年度前期）	5名	受講学生数（2007年度後期）	0名
担当教員数	研究者教員（1）名、	実務家教員（1）名	
研究者教員の関与の仕方	4大学（国学院、東海、獨協、明治学院）の法科大学院生に臨床法学教育をするために渋谷パブリック法律事務所が設けられており、実務的な指導はこの法律事務所の担当指導弁護士が当たっている。各法科大学院の担当教員は、4法科大学院・法律事務所合同の運営委員会・中間報告会・最終報告会・シンポジウム・研究会等に出席して、審議・討論し、臨床教育の改善に努めているほか、所属法科大学院のリーガルクリニック（上級）の履修学生のガイドィスト・コードの最終評価等を行っている。		
法律事務所等について			

①クリニック実施のための法律事務所	有	無
②事務所名称（渋谷パブリック法律事務所（國學院大學内法科大学院棟1階））		
③登録弁護士		
a 専任教員（ ）名、非常勤（ ）名、教員外（ ）名		
b 研究者教員（ ）名、実務家教員（ 6 ）名		
④クリニック実施のための法律相談所	有	無
⑤相談所名称（渋谷パブリック法律相談センター）		
⑥相談所の具体的なあり方		

（東京弁護士会の公設法律事務所である上記渋谷パブリック法律事務所に併設）

取り扱い分野

民事全般・家事・刑事・特に定めていない（※）・その他（ ）
除外分野（※ 民事全般・家事・刑事・涉外事件等全般）

学生が関与する内容

（ ）法律相談（1回限りのみ）
（ ）法律相談（継続相談を含む）
（ ）法律相談+内容証明など簡単な文書の作成
（ ）法律相談+交渉（裁判手続やADRなどは除く）
（ ○ ）法律相談+調停その他のADR、訴訟など弁護士が行う業務全般
（ ）その他（ ）

法律相談への学生の関与形態	（ ）傍聴のみで原則として発言しない （ ）弁護士の許可を得て適宜発言などの発言をする （ ○ ）原則として学生がピアリング、回答を行う （ ）その他（ ）
---------------	---

依頼者（相談者）に対する費用請求の有無	有（ ）無（ ）
有の場合、費用請求しますか？	渋谷パブリック法律事務所の規定に従う。

授業 方 法

科目の概要
リーガルクリニック（2008年度から4単位）
 東海大学法科大学院は、臨床法医学教育の初級レベルの科目として、当法科大学院専任の実務家教員が担当する刑事模擬裁判と民事模擬裁判（いすれかを選択必修）を設置しており、リーガルクリニックは、その後に選択履修する上級レベルの科目（選択科目）として設けられている。
 東京弁護士会の公設法律事務所である渋谷パブリック法律事務所は、4法科大学院（国學院、東海、獨協、明治学院）の学生にいわゆる「事件受任型」リーガルクリニックの指導を行っており、当法科大学院の履修学生数の上限は12名となっている。「ライブラリーアント・ライブナー型」であり、3年春学期の1学期間に法律相談はもとより、契約書や訴状・答弁書・準備書面等の法律文書の起案・労基署への働き取り調査・傍聴もさせている。

授業時間の大半を法律相談や事件活動に費やしている。

クリニックの特徴 留意している点など

特徴としては、ライブラリーアント・ライブナーによる「事件受任型」リーガルクリニックであり、「理論と実務の架橋」を基本に、「実務を通じて法理論の理解を深める」ことに留意している。

授業全体に占める法律相談、事件活動の割合

授業時間の大半を法律相談や事件活動に費やしている。

クリニック全国状況調査：調査票

クリニック全国状況調査：調査票	
大学名	獨協大学
科目名	リーガルクリニック I リーガルクリニック II
配当年次	2年次（リーガルクリニック I） 3年次前期（リーガルクリニック II）
単位数	2単位（リーガルクリニック I） 2単位（リーガルクリニック II）
必修・選択必修（何との選択必修か、選択の別）	
必修（I）・選択必修・選択（II）※選択必修の場合（）との選択	
受講学生数（2007年度前期）	20名
受講学生数（2007年度後期）	0名
法律相談に来た案件の中から、理論的な問題を抽出して学生と議論をする。	
法律事務所等について	
①クリニック実施のための法律事務所 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ②事務所名称（　　） a 専任教員（0）名、非常勤（0）名、教員外（0）名 b 研究者教員（0）名、実務家教員（2）名（専任教員1名、ティーチングアシスタント1名） ③登録弁護士（　　） ④クリニック実施のための法律相談所 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ⑤相談所名称（　　） ⑥相談所の具体的なあり方（　　） 取り扱い分野	
民事全般・家事・刑事・特に定めていない・その他（　　） 階外分野（リーガルクリニックIについては刑事事件を除外する趣旨ではないが、実際には民事事件のみを扱っている）	
学生が関与する内容	
○（1）法律相談（1回限り） ○（2）法律相談（継続相談を含む） ○（3）法律相談+内容証明など簡単な文書の作成 ○（4）法律相談+交渉 ○（5）法律相談+調停その他のADR、訴訟など弁護士が行う業務全般 ○（6）その他（　　）	
○（○（1））傍聴のみで原則として発言しない ※ 当初の1、2回は、傍聴を中心として、その後の法律相談は、できるだけ発問、回答等主体的に参加してもらうように心がけている。	
○（○（2））弁護士の許可を得て適宜発問などの発言をする ○（○（3））原則として学生がヒアリング、回答を行う ○（○（4））その他（　　）	
法律相談への学生の関与形態	○（○（1））傍聴のみで原則として発言しない ※ 当初の1、2回は、傍聴を中心として、その後の法律相談は、できるだけ発問、回答等主体的に参加してもらうように心がけている。 ○（○（2））弁護士の許可を得て適宜発問などの発言をする ○（○（3））原則として学生がヒアリング、回答を行う ○（○（4））その他（　　）
依頼者（相談者）に対する費用請求の有無	有（II） <input checked="" type="checkbox"/> 無（I）
有の場合、どんな場合に請求しますか？ クリニックを委託している各法律事務所の基準に従う（II）	

科目の概要

授業方 法

(1) リーガルクリニック I (4単位)について。

この科目は、埼玉弁護士会・草加市・獨協大学の3者の協力の下で、草加市が行っている無料法律相談に学生を立ち合わせている。開与する弁護士は毎学期35~40名に及ぶ。週に3回、午後3時30分から6時30分まで、草加市文化会館（大学から徒歩10分圏内）で実施している。クリニック開始に先立ち、守秘義務をはじめとする弁護士の義務・倫理についてガイダンスを行っている。法律相談では原則として担当弁護士1名につき学生2名が同席し、1学期中について5回の立会いをする。相談時間はひとりの相談者について60分であり、学生は、担当弁護士と相談者の会話を約40分傍聴等をし相談内容をメモし、終了後、約20分間担当弁護士と相談内容について討議をする。担当弁護士は学生に質問をするなどして、学生の理解を確認する。学生が相談者へ直接発問することも許されており、クリニック授業の1、2回目までは傍聴を中心とするが、3回目以降はなるべく発問や回答をするよう指導をしているが、実際にはむずかしく、広く実施されているとはいえない。市役所の法律相談の性格上、相談事件を直接受任できないことになつてはいるが、必要な場合には受任をして欲しいとお願いしている。しかし現実には、クリニック事件を受任することは少ない。市役所および大学から担当弁護士には謝礼が支払われるが、相談者から相談料を徴収することはない。

(2) リーガルクリニック II (4単位)について。

この科目は、東京弁護士会が設立した公認事務所である渋谷パブリック法律事務所および北千住パブリック法律事務所に委託して行われるものと、本学の実務家教員が自己的法律事務所において行うものの2種類がある。前者については、渋谷パブリック法律事務所に春学期（民事中心）および夏休み中（刑事中心）に合計12名を派遣し、「事件受任型」の指導を受ける。すなわち、事務所での相談に立ち会うだけでなく、事務所または担当弁護士が受任した事件について、担当弁護士の指導のもとで依頼者に質問したり、訴状・答弁書などの起案、相手方との交渉の立会いなどを受講生が行う。週1回3時間程度、セメスターを通じて14回が予定されている。北千住パブリック法律事務所における刑事クリニックは、夏学期休暇中に刑事弁護に特化して2週間(10日間)の予定で、独立して開講されている。

後者の本学の実務家教員の事務所におけるクリニックには、ロースクール棟内にある「獨協地域子ども法律事務所」(2007年設立)での履修も含まれている。ここでも、法律相談への立会い、担当教員の指導のもとでの依頼者への質問、各種法律文書の起案など、「事件受任型」の學習が予定されている。「獨協地域と子ども法律事務所」では、開設初年度であった2007年に2名の学生が柳重雄教授の下で履修をした。獨協大学では、2007年4月「獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンター」を法科大学院の中に設置し、子どもの権利問題等に関する相談活動を行っているが、「獨協地域と子ども法律事務所」は、このリーガルサービスセンターを支え、子どもの事件を中心に対応する事務所、そして、「リーガルクリニック」を推進する事務所として設立された。また、越谷市に所在する文教大学との間で協定を交わし、いわゆる臨床心理士を目指している大学院生2名を実習生として迎えている。リーガルクリニックを実施するに際して、文教大学の臨床心理士を目指す実習生と、当法科大学院学生と共同で実施する部分（例えば児童相談所の相談立会い、検討など）、各別個に実施する部分と分けながら実施してゆきたいと考えている。また、リーガルクリニックの実施にあたっては、リーガルサービスセンターと法律事務所が共同で実施してゆきたいと考えている。

リーガルクリニック IIは、学生の間で非常に評価が高く、履修希望者が多いことや、依頼者・法律事務所に与える影響にも配慮しなければならないことから、履修には「GPA 2以上」の要件を課している。

授業全体に占める法律相談、事件活動の割合

リーガルクリニック Iは、一事件・時間を予定し、その内訳として、40分程度の法律相談を傍聴したあと20分程度の事件整理を行う。基本的に法律相談を中心としている。

リーガルクリニック IIは、実際に事件の受任に携わるため、事件により活動の時間が異なる。

クリニックの特徴、留意している点など

(1)

獨協大学リーガルクリニックの最大の特徴は、「地域密着型」を旗印に、地元の埼玉弁護士会と協定を結んで市役所の法律相談への学生参加を実現したことである。

さらに、獨協大学では、「地域と子どもリーガルサービスセンター」を満足させ、虐待やいじめに関する相談活動・児童相談所や市町村との連携・啓発活動・政策提言など法的助言の枠を超えた活動を展開している。このサービスセンターの活動を支え、この分野の専門性を高めることも、大学内に設置された「獨協地域と子ども法律事務所」の役割である。

埼玉県内の他大学と大学間協定を結び、臨床心理学専攻の学生を本学のリーガル・クリニックへ招き、合同での実務研修・授業展開を予定している。それにより当事者のメンタルケアの部分に配慮した法律相談活動が実現できるのではないかと考えている。

(2)

指導弁護士の仕事に接することで、学生が自指す法律像を明確にし、勉学への意欲を高めるとや、自身の法曹としての適性を省みることに役立てられるよう留意している。

(3)

指導弁護士の仕事を見ることで、学生が自指す法律像を明確にし、勉学への意欲を高めるとや、自身の法曹としての適性を省みることに役立てられるよう留意している。

授業方法実施に際しての課題

科目はセメスター制になっているため、事件処理の途中で学生の開与が中断される。事件の進行を最後まで見とどけたいという受講生の要望に答えるため、通年の開催を検討している。また、学生の負担を減らし、事件処理への努力に見合うように単位数をどのように与えるべきかを検討している。

そ の 他

2007年3月に、「獨協大学地域と子供法律事務所」が、開設され、同法律事務所において、2007年度から、柳重雄教授の指導の下で、リーガルクリニックが開講されており、夏学期には2名の受講者が履修した。

クリニックの部屋と廊下をはさんだ向かい側に「地域と子どもリーガルサービスセンター」の部屋があり、そこにも専属のスタッフがいる。法律事務所・リーガルサービスセンターとともにプライバシーに配慮した構造であり、調度品や内装は明るい配色で来所者への配慮が感じられた。

開与形態については、担当弁護士が学校により異なっており、この点で認識に若干のずれがある。

2007年3月に、「獨協大学地域と子供法律事務所」が、開設され、同法律事務所において、2007年度から、柳重雄教授の指導の下で、リーガルクリニックが開講されており、夏学期には2名の受講者が履修した。

クリニックの部屋と廊下をはさんだ向かい側に「地域と子どもリーガルサービスセンター」の部屋があり、そこにも専属のスタッフがいる。法律事務所・リーガルサービスセンターとともにプライバシーに配慮した構造であり、調度品や内装は明るい配色で来所者への配慮が感じられた。

開与形態については、担当弁護士が学校により異なっており、この点で認識に若干のずれがある。

クリニック全国状況調査：調査票

大学名	南山大学	科目名	紛争解決（ロイヤリング）
配当年次	3年次	単位数	2 単位
必修・選択必修・選択 必修、選択必修（何との選択必修か）、選択の別			
必修・選択必修・選択 ※選択必修の場合（法務エクスターイング）との選択			
受講学生数（2007年度前期）	0 名	受講学生数（2007年度後期）	3 名 なお、新司法試験合格者も数名参加した。
担当教員数	研究者教員（ ）名、 実務家教員（ 1 ）名		
研究者教員 の関与の仕方			
法律事務所等について			
① クリニック実施のための法律事務所	有	無	
② 事務所名称（ ）			
③ 登録弁護士	a 専任教員（ ）名、 b 研究者教員（ ）名、 c 実務家教員（ ）名、 d 教員外（ ）名		
④ クリニック実施のための法律相談所	有	無	
⑤ 相談所名稱（ ）	南山大学法曹実務教育研究センター		
⑥ 相談所の具体的な取り扱い方	（ 法科大学院棟 1F にセンターの部屋がある。 ）		
民事全般・家事・刑事・特に定めていない他（医療事故、こどもの人権相談等）			
除外分野（ ）			
学生が関与する内容			
（ ○ ） 法律相談（1回限りのみ）			
（ ） 法律相談（継続相談を含む）			
（ ） 法律相談+内容証明など簡単な文書の作成			
（ ） 法律相談+交渉（裁判手続やADRなどは除く）			
（ ） 法律相談+調停その他のADR、訴訟など弁護士が行う業務全般			
（ ） その他（ ）			
法律相談への学生の関与形態	（ ） 傍聴のみで原則として発言しない （ ○ ） 弁護士の許可を得て適宜発問などの発言をする （ ） 原則として学生がピアリング、回答を行う （ ） その他（ ）		
依頼者（相談者）に対する費用請求の有無	有	無	
どんな場合に請求しますか？			

授業 方 法

ロイセリングの授業の一環として南山大学法曹実務教育センターで課外企画として実施して、無料法律相談会に立ち会う。学生は、かかるクリニックの法律相談会に1回参加する形で実際にクリアントについてクリニックを経験することになる。

相談会に出席する時期は明確には決まっていないが、大体「紛争解決」の授業の終盤である。学生は、1回の相談会で1件は法律相談を担当し、事前に質問事項を準備した上で、適宜学生からも発問する。

授業は2コマ連続で、7、5回実施し、そのうちの1回(2コマ)を上記相談会にあてる。

クリニックの特徴、留意している点など

南山大学法曹実務教育研究センターは、医療過誤被害者の遺族からの寄付を基に設立されたものであるため、その設立趣旨により、当面無料法律相談の分野を、医療事故に関する法律相談、子どもの人権に関する相談に限定している。また、講演会などを実施している。

法律事務所等について

- ① クリニック実施のための法律事務所 有 無
- ② 事務所名称 ()
- ③ 登録弁護士 a 専任教員 ()名、非常勤 ()名、教員外 ()名
b 研究者教員 ()名、実務家教員 ()名
- ④ クリニック実施のための法律相談所 有 無
- ⑤ 相談所名称 ()
- ⑥ 相談所の具体的なあり方 ()

取り扱い分野

民事全般・家事・刑事・特に定めていない・その他()

学生が関与する内容

- (○) 法律相談(1回限りのみ)
- () 法律相談(継続相談を含む)
- () 法律相談+内容証明など簡単な文書の作成
- () 法律相談+交渉(裁判手続やADRなどは除く)
- () 法律相談+調停その他のADR、訴訟など弁護士が行う業務全般
- () その他()

そ の 他

クリニック全国状況調査：調査票

大学名	日本大学	科目名	クリニック
配当年次	2・3年生前期(既修2年、未修3年)	単位数	1単位

必修・選択必修・選択	※選択必修の場合()との選択
受講学生数(2008年度前期)	5名 受講学生数(2007年度後期) 0名(不実施)

担当教員数	研究者教員(0)名、実務家教員(3)名
研究者教員の関与の仕方	()

法律相談への学生の関与形態	() 個別のみで原則として発言しない (○) 弁護士の許可を得て適宜発問などの発言をする () 原則として学生がピアリング、回答を行う () その他()
依頼者(相談者)に対する費用請求の有無	有 無

有の場合、どんな場合に請求しますか？